ぼうさい掲示板

防災行政無線では、町民の皆さまに災害時の緊急情報や、行政の普及および周知に関する情報などの内容を放送しております。

しかし、強風などの天候状況により、どうしても聞こえづらくなってしまう可能性があります。

今回は、防災行政無線の情報が、聞こえにくい場合の確認手段についてご紹介いたします。

1．防災行政無線の放送内容について

防災行政無線で放送する主な放送内容についてご紹介いたします。

- 地震・台風などの非常事態に関する情報（避難所の開設、避難準備情報など）
- Ｊアラート（全国瞬時警報システム）による国からの災害などの緊急情報
- 取手警察署からの行方不明者の捜査協力依頼情報など
- 東京電力、東京ガス、ＮＴＴからの依頼による事故に関する情報
- 町の行事やイベントなど

2．防災行政無線情報の確認方法について

放送内容の確認方法をご紹介いたします。方法は下記２つの手段があります。

（1）行政アプリで確認する方法

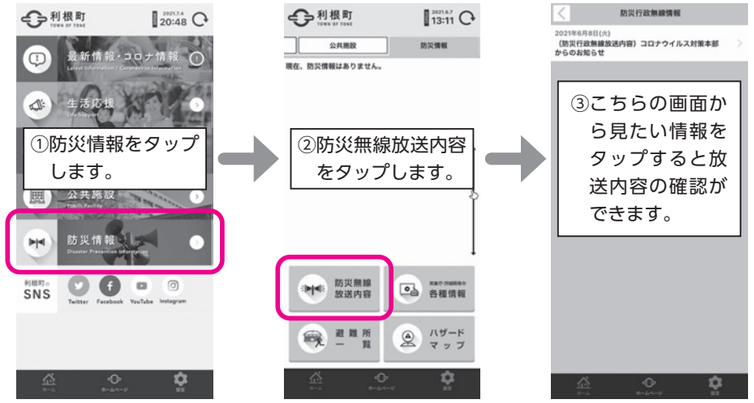

※「子どもの見守り」、「夕方のチャイム」については、表示されません。

利根町行政アプリのインストール方法は下記のページで紹介しています。
http://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004394.html

（2）フリーダイヤルで確認する方法

防災行政無線テレフォンサービス

☎ 0120 － 355 － 633（フリーダイヤル）

●案内内容
放送の新しいものから順に、最大５件の放送をご案内します。（「子どもの見守り」「夕方のチャイム」は含まれません。また、放送から 24 時間経過したものは、自動的に消去されます。）

●留意事項
以下の電話からは、フリーダイヤルをご利用できません。
- 衛星電話
- 「050」番で始まる一部の IP 電話（電話番号の頭に「0000」を付けてダイヤルするとフリーダイヤルをご利用できる場合があります。）

▶問い合わせ先　防災危機管理課　防災係　☎６８－２２１１（内線３１７）

「町長への手紙」

「町長への手紙」の使い方

- 町長への手紙は、切手不要の便せん（封筒）になっています。
- 用紙をキリトリ線で切り離し、「のりしろ」の部分にのりを付け、記入いただいたご意見が内側になるよう二つに折って貼り合わせてください。切手を貼らずに郵便ポストへ投函してください。
- この便せんは、令和４年３月31日（木）まで使用できます。

ご回答できない事例

ご意見の内容などが、次に該当する場合は、回答できないことがあります。

- ●内容、趣旨が不明なもの
- ●特定の個人や団体をひぼう中傷するもの
- ●営利を目的としていることが明らかなもの
- ●公序良俗に反するもの
- ●架空名義や第三者へのなりすましと判明したもの
- ●町が担当する事務でないもの
- ●その他、町が不適当と認めたもの

キリトリ

のりしろ

題　名	